

## 「パッシブ制振構造設計・施工マニュアル 第4版」 質疑回答

## 〔質 疑〕

Q1 マニュアル改訂講習会の冒頭に笠井先生が初版作成の経緯について、「2000年の建築基準法改正時、一定の免震構造が告示に基づく計算方法により確認申請のみで設計が可能となったことを受け、制振構造についても同様の大臣認定を必要としない構造計算ルート導入に関する意見交換があったが、結果的にその時には法制化はされなかった」といった趣旨のお話しをされました。この制振構造についての法制化が見送られた理由等について詳細が分かればお聞かせ願います。また、その後にエネルギー法の釣合いに基づく耐震計算ルートが法制化された経緯はご存じでしょうか。講習会の内容と直接関連が無い質問で申し訳ありませんが、お教えいただければ幸いです。

## 〔回答〕

A1 マニュアル初版の作成がスタートした2000年当時は、建築基準法の性能規定化により限界耐力計算や免震告示に基づく構造計算など性能照査型の大規模認定を必要としない構造計算ルートが法制化され、制振構造についても同様の構造計算ルートの導入に関して日本免震構造協会でも関係機関の皆様と意見交換を行うなどしましたが、制振構造に関する最終的な法制化の有無に至る経緯等については協会では把握しておらず、お答えいたしかねます。一方、時を同じくして健全な制振構造の普及・発展に寄与することを目指した自主規準制定の機運が高まり、日本免震構造協会においても制振構造の設計・製造から施工に至るまでの最新の技術情報全般を集約したマニュアルの作成に着手し、2003年の初版刊行に至りました。その後改訂を重ねて参りましたが、今なおパッシブ制振構造全般にわたる唯一の技術マニュアルとして皆様にご活用いただいております。